

鳥取縣公報

昭和十八年六月二十五日
第千四百四十五號

金曜日

目次

- 告示
 - 和傘ノ中印料金指定……………一頁
 - 蔬菜及果實販賣價格指定中改正……………二頁
 - 農業保險組合ノ純保險料並階級別市町村區分……………二頁
 - 指定建築線中廢止……………七頁
 - 漁業權存續期間更新免許……………八頁
 - 定置漁業免許……………八頁
 - 養蠶業者ノ自家用繭承認……………九頁
 - 家庭金物修繕料認可……………九頁
 - 米子市會議員選舉運動費用精算額……………一二頁
 - 同關覽場所……………一六頁
- 彙報
 - 馬鈴薯の收穫は早朝に……………一七頁
 - 青少年團が北海道へ食糧増産勤勞奉仕……………一八頁
 - 菜皮野生芋麻採集運動……………一九頁
 - 其の他……………

告示

鳥取縣告示第三百二十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ和傘ノ中印料金左ノ通指定ス

昭和十八年六月廿五日

鳥取縣知事 土肥米之

和傘ノ中印料金

種別	最高料金
一方書	五錢
二方書	〇同
三方書	五同
四方書	〇同
又四八廻書	二同

00094

鳥取縣告示第三百二十九號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百五十五號(蔬菜及果實ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十八年六月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

びわノ行ヲ左ノ如ク改ム

び わ 二、二二 〇、二八

附記 チノ次ニ左ノ如ク加フ

リ びわノ本表價格ハ茂木びわノ價格トシ其ノ他ノモノニ在リテハ本表價格ヨリ一貫當二十錢ヲ控除シタル額トス但シ一ケ七匁未滿ノモノ(楠及土肥ヲ除ク)ハ本表價格ノ半額トス

卸賣業者ガ裸ニテ販賣スル場合ハ一貫當十五錢下ゲトス

鳥取縣告示第三百二十號

昭和十八年五月農林省告示第二百九十五號ニ伴フ農業保險組合ノ純保險料率並ニ階級別市町村區分等左ノ如シ

昭和十八年六月廿五日

一 純 保 險 料

鳥 取 縣 知 事

土 肥 米 之

水

稻

自作地 (段當保險金額 四十五圓ニ對シ)

小作地 (段當保險金額 三十五圓ニ對シ)

水稻ヲ耕 段當保
作スル小 險金額
作地ノ小 十圓ニ
對シ

階 級	總 額	國庫負擔額	負 組 擔 合 員	總 額	國庫負擔額	負 組 擔 合 員	組 合 員 負 擔 額
第一階級	一、六四	九六	六八	一、二八	七五	五三	三七
第二階級	一、四六	八四	六二	一、一五	六六	四九	三三
第三階級	一、三一	七四	五七	一、〇二	五八	四四	二九
第四階級	一、二七	六五	五二	九一	五一	四〇	二六

00095

桑 葉 (段當保險金額三十圓ニ對シ)

麥 (段當保險金額二十五圓ニ對シ)

階 級	總 額	國庫負擔額	負 組 擔 合 員	總 額	國庫負擔額	組 合 員 負 擔 額
第一階級	一、二三	一九	五七	四七	九	九
第二階級	一、一〇	一七	五〇	四三	九	九
第三階級	九八	一五	四四	三九	九	九
第四階級	八八	一三	三九	三六	九	九

日本蠶糸統
制株式會社
負擔額

階 級	總 額	國庫負擔額	負 組 擔 合 員	總 額	國庫負擔額	組 合 員 負 擔 額
第一階級	一、二三	一九	五七	四七	九	九
第二階級	一、一〇	一七	五〇	四三	九	九
第三階級	九八	一五	四四	三九	九	九
第四階級	八八	一三	三九	三六	九	九

二 階級別市町村區分

00096

水稻 (自作地) (小作地) (水田小作料)

第一階級

西伯郡 御來屋町、光徳村、庄内村、彦名村、

大山村

氣高郡 末恒村、神戸村、寶木村

東伯郡 赤碕町

第二階級

岩美郡 福部村、浦富町

氣高郡 正條村、瑞穂村、湖山村、逢坂村

勝部村、明治村

東伯郡 泊村、三徳村、舍人村、大誠村

西伯郡 賀野村、上長田村、大國村、中濱村

上道村、天津村、名和村、尙徳村、

大和村

日野郡 八郷村、日光村、二部村、溝口町

八頭郡 上私郡村

第三階級

岩美郡 蒲生村、倉田村、成器村、大茅村、

米里村

八頭郡 ナシ

氣高郡 青谷町、中郷村、大郷村、東郷村、

大和村、鹿野町、日置谷村、吉岡村

東伯郡 宇野村、浦安町、小鹿村、上小鴨村、

小鴨村、高城村、淺津村、由良町、

上中山村、榮村、下北條村、北谷村

東郷村、南谷村、花見村、竹田村、

八橋町、下中山村、灘手村

西伯郡 和田村、法勝寺村、逢坂村、成實村、

幡郷村、東長田村、大高村、大徳津村、

所子村、餘子村、外江村、高麗村、

崎津村、日吉津村、渡村、手間村、境町

日野郡 福榮村、石見村、黒坂町、山土村、

日野村、江尾村、日野上村、根雨町、

神奈川村、大宮村

第四階級

00097

00000

水稻 (自作地) (小作地) (水田小作料)

第一階級

西伯郡 御來屋町、光徳村、庄内村、彦名村、

大山村

氣高郡 末恒村、神戸村、寶木村

東伯郡 赤碕町

第二階級

岩美郡 福部村、浦富町

氣高郡 正條村、瑞穂村、湖山村、逢坂村

勝部村、明治村

東伯郡 泊村、三徳村、舍人村、大誠村

西伯郡 賀野村、上長田村、大國村、中濱村

上道村、天津村、名和村、尙徳村、

大和村

日野郡 八郷村、日光村、二部村、溝口町

八頭郡 上私郡村

第三階級

岩美郡

東村、宇倍野村、小田村、津ノ井村、鳥取市、大岩村、岩井町、本庄村、

面影村

八頭郡

中私郡村、若櫻町、河原町、散岐村、池田村、下私郡村、智頭町(那岐區)

船岡村、大伊村、大御門村、隼村、

西郷村、佐治村、智頭町(智頭區)賀茂村、

智頭町(富澤區)、智頭町(土師區)

國中村、國英村、安部村、山郷村、

智頭町(山形區)社村、丹比村、八上村、

用ヶ瀬町、八東村、大村

氣高郡

小鷲河村、日置村、美穂村、松保村、大正村、豊實村、千代水村、勝谷村

東伯郡

橋津村、旭村、古布庄村、山守村、安田村、長瀬村、矢送村、上郷村、

以西村、西郷村、日下村、成美村、

三朝村、社村、倉吉町、下郷村、

中北條村、上北條村

桑

第一階級

日野郡 阿毘縁村、黒坂町、二部村、大宮村、

山上村、日光村、石見村

八頭郡 智頭町(那岐區)、智頭町(土師區)

第二階級

八頭郡 智頭町(富澤區)、智頭町(智頭區)、隼村

氣高郡 湖山村

東伯郡 社村、下北條村、高城村、中北條村、

小鴨村、長瀬村、大誠村、旭村

西伯郡 夜見村、米子市、彦名村、淀江町、

東長田村、成實村、法勝寺村

日野郡 福榮村、日野上村、多里村、日野村、

第三階級

根雨町、神奈川村、米澤村

岩美郡 鳥取市、福部村、浦富町、大岩村、東村

氣高郡 明治村、神戸村、末恒村、瑞穂村、

正條村、逢坂村、豐實村、青谷町、

大和村、大郷村

八頭郡 船岡村、社村、大村、大伊村、八上村、

散岐村、智頭町(山形區)、國中村、

國英村、河原町、西郷村、大御門村、

用ヶ瀬町、賀茂村

東伯郡 榮村、三朝村、橋津村、竹田村、南谷村、

北谷村、上小鴨村、灘手村、淺津村、

泊村、由良町、下中山村

西伯郡 富益村、賀野村、大篠津村、和田村、

崎津村、日吉津村、中濱村、庄内村、

大國村、餘子村、大高村、渡村、大和村、

尚徳村、名和村、光徳村

日野郡 江尾村、溝口町

第四階級

岩美郡 面影村、米里村、津ノ井村、岩井町、

蒲生村、大茅村、倉田村、小田村、

宇倍野村、本庄村、成器村

八頭郡 池田村、中私都村、安部村、若櫻町、

佐治村、丹比村、下私都村、山郷村、

八東村、上私都村

氣高郡 東郷村、吉岡村、實木村、中郷村、

勝部村、美穂村、日置谷村、日置村、

大正村、鹿野町、勝谷村、松保村、

小鷲河村、千代水村

東伯郡 上中山村、古布庄村、倉吉町、上北條村、

下郷村、赤碓町、成美村、宇野村、

西郷村、舍人村、三徳村、浦安町、

小鹿村、八橋町、矢送村、安田村、

上郷村、東郷村、日下村、花見村、

山守村、以西村

西伯郡 縣村、外江村、天津村、巖井、大山村、

(麥)

階級別ヲ設ケズ

日野郡

八郷村

大幡村

境町、春日村、幡郷村、御來屋町、

上道村、宇田川村、所子村、上長田村、

高麗村、手間村、五千石村、逢坂村、

鳥取縣告示第百三十一號

市街地建築物法施行細則第六條ニ依リ昭和九年四月鳥取縣告示第二百一十一號指定建築線中左ノ通廢止ス

昭和十八年六月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 建築線廢止ノ場所

第一號線	米子市大工町	五〇ノ五	田	六四	宅地
路線番號	所在地	起點	終點		
第一號線	米子市大工町	五〇ノ五	田	六四	宅地

第一號線	七、〇米	一五〇、六米
第二號線	四、〇米	九六、〇米
第三號線	六、〇米	一〇三、八米
第四號線	四、〇米	六六、六米

第一號線	同	四九	田	五七	田
第二號線	同	三九	宅地	五五	田
第三號線	同	三六	宅地	五〇ノ五	田
第四號線	同	三六	宅地	五〇ノ五	田

00100

◇鳥取縣告示第三百三十二號

昭和十八年六月二日左記漁業權ノ存續期間更新ヲ免許セリ
昭和十八年六月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 免許 番 號 第二六號

二 漁 業 權 者 岩美郡福部村大字岩戸 若光存貫

三 漁業ノ種類及名稱 定置漁業台網類漁業紬網戸網

四 漁業權存續期間 十箇年 自昭和十八年六月五日 至昭和二十八年六月四日

◇鳥取縣告示第三百三十三號

昭和十八年六月二日左記漁業權ノ存續期間更新ヲ免許セリ
昭和十八年六月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 免許 番 號 第二七號

二 漁 業 權 者 岩美郡福部村大字岩戸 新 隆

三 漁業ノ種類及名稱 定置漁業台網類漁業紬網戸網

四 漁業權存續期間 十箇年 自昭和十八年六月五日 至昭和二十八年六月四日

◇鳥取縣告示第三百三十四號

昭和十八年六月廿五日左ノ通定置漁業ヲ免許セリ
昭和十八年六月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 免許 番 號 第六〇二號

二 漁 業 權 者 鳥取縣岩美郡東村大字大羽尾 保證責任東村漁業協同組合

三 漁業ノ種類及名稱 定置漁業台網類漁業鮎大謀網

四 漁場ノ位置 鳥取縣岩美郡大字陸上地先

五 漁獲物ノ種類 いか、とびうを、いわし、さば、あぢ、まぐろ

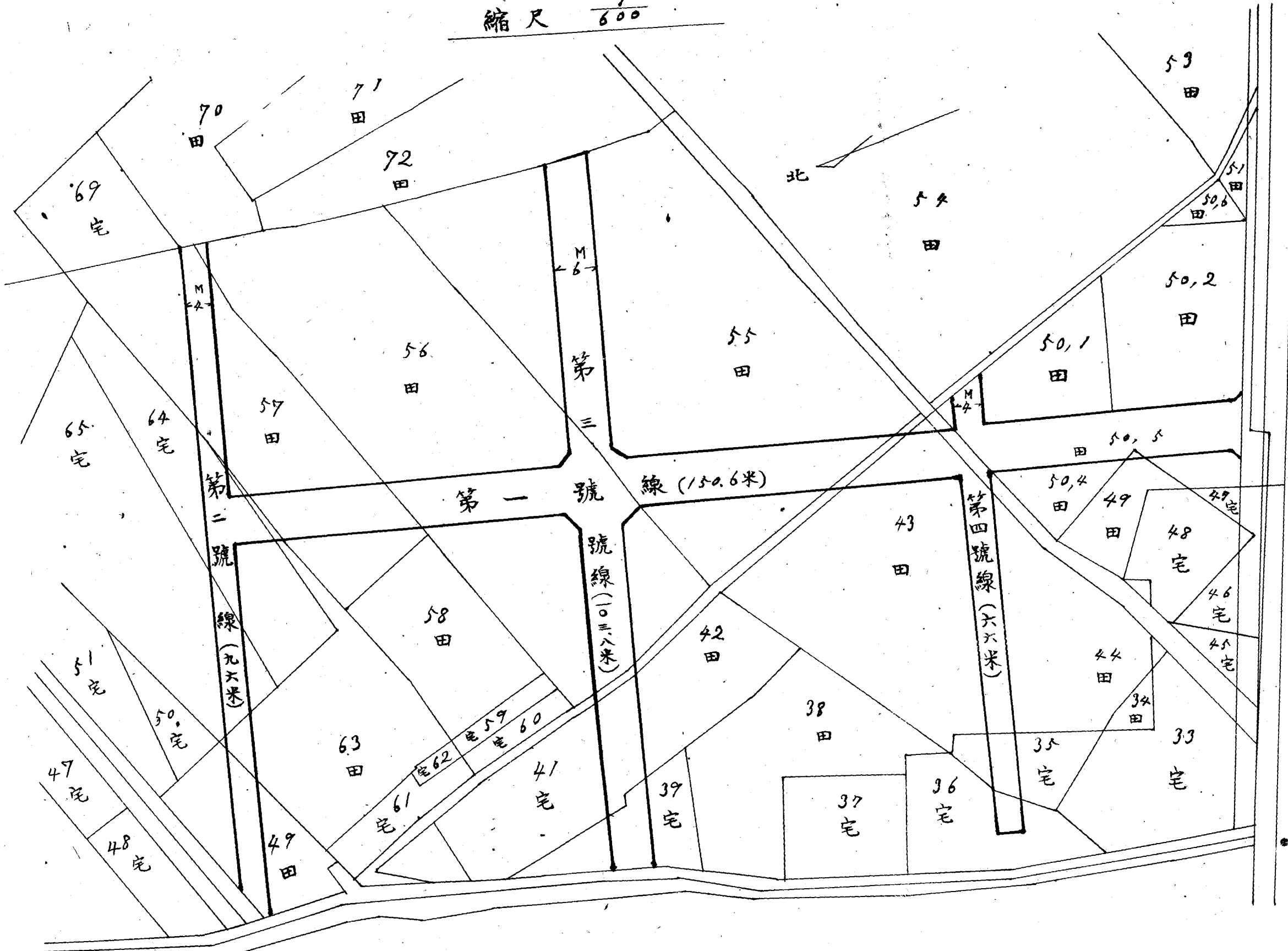
六 漁業時期 自三月一日 至八月三十一日

七 漁業權存續期間 拾五箇年 自昭和十八年六月十日 至昭和三十三年三月一日

八 條件又ハ制限 既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

建築線廢止圖

縮尺 $\frac{1}{600}$



◆鳥取縣告示第三百二十五號

昭和十八年六月廿五日左ノ通定置漁業ヲ免許セリ

昭和十八年六月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 免許 番 號 第六〇一號

一 漁 業 權 者 鳥取縣岩美郡東村大字大羽尾 保證責任東村漁業協同組合

一 漁業ノ種類及名稱 定置漁業台網類漁業鱸大謀網

一 漁業ノ位置 鳥取縣岩美郡東村大字大羽尾地先

一 漁獲物ノ種類 いか、いわし、とびうを

一 漁業 時期 自四月一日 至十一月三十日

一 漁業權存續期間 拾五箇年 自昭和十八年六月一日 至昭和卅三年三月卅一日

一 條件又ハ制限 既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

◆鳥取縣告示第三百三十六號

蠶糸業統制法施行規則第十一條ニ依リ養蠶業者が自家用ニ供スル目的ヲ以テ繭ノ委託製糸生糸ノ委託製織ヲ爲ストキハ委託ノ相手方及數量ニ付養蠶實行組合毎ニ知事ノ承認ヲ受クベシ

昭和十八年六月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第三百三十七號

價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ左ノ通修繕料ヲ認可シ同條第三項ノ規定ニ依リ中部家庭金屬修理加工組合ノ地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ其ノ構成員ト看做ス

昭和十八年六月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 鳥取縣中部家庭金屬修理加工組合
- (ロ) 地 區 鳥取縣東伯郡 氣高郡一圓

00103

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ家庭金屬修繕ヲ業トスル者
價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲
シタル額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

1 亞鉛引鐵板製品切替修繕料 (單位修繕箇所一箇所)

番號 寸法 (修繕箇所直徑又ハ長サ) 最高修繕料

- (一) 二分未滿 〇、〇五
- (二) 二分以上二寸未滿 〇、二〇
- (三) 二寸以上四寸未滿 〇、三五
- (四) 四寸以上六寸未滿 〇、五〇
- (五) 六寸以上七寸未滿 〇、六〇
- (六) 七寸以上八寸未滿 〇、七五

(イ) 右修繕料ハ亞鉛引鐵板ヲ材料トシテ (五六)ニ付テハ
底及バンドノ取替ヲ含ム) 修繕シタルモノトス

(ロ) 修繕箇所ノ寸法八寸以上ノモノハ一寸ニ付十五錢上
ゲトス

2 アルミニウム製品修繕料 (單位修繕箇所一箇所)

番號 寸法 (修繕箇所ノ直徑又ハ長サ) 最高修繕料

- (一) 三分未滿 〇、一〇
- (二) 三分以上二寸未滿 〇、二五
- (三) 二寸以上三寸未滿 〇、三五
- (四) 三寸以上四寸未滿 〇、五五
- (五) 四寸以上五寸未滿 〇、六五
- (六) 五寸以上七寸未滿 一、〇〇

(イ) 右修繕料ハ亞鉛引鐵板又ハアルミニウム板ヲ材料
トシテ修繕シタルモノトス

(ロ) 修繕箇所ノ寸法七寸以上ノモノハ一寸ニ付十五錢上
ゲトス

3 瑛瑯鐵器製品修繕料 (單位修繕箇所一箇所)

番號 寸法 (修繕箇所ノ直徑又ハ長サ) 最高修繕料

- (一) 五分未滿 〇、一〇
- (二) 五分以上二寸未滿 〇、二〇

00104

00104

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ家庭金屬修繕ヲ業トスル者
價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲
シタル額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

1 亞鉛引鐵板製品切替修繕料 (單位修繕箇所一箇所)

番號 寸法 (修繕箇所直徑又ハ長サ) 最高修繕料

- (一) 二分未滿 〇、〇五
- (二) 二分以上二寸未滿 〇、二〇
- (三) 二寸以上四寸未滿 〇、三五
- (四) 四寸以上六寸未滿 〇、五〇
- (五) 六寸以上七寸未滿 〇、六〇
- (六) 七寸以上八寸未滿 〇、七五

(イ) 右修繕料ハ亞鉛引鐵板ヲ材料トシテ (五六)ニ付テハ
底及バンドノ取替ヲ含ム) 修繕シタルモノトス

(ロ) 修繕箇所ノ寸法八寸以上ノモノハ一寸ニ付十五錢上
ゲトス

番號 寸法 (修繕箇所ノ直徑又ハ長サ) 最高修繕料

- (一) 一寸未滿 一、〇〇

(イ) 右修繕料ハ鐵又ハ眞鍮ヲ材料トシテ修繕シタルモノ
トス

(ロ) 修繕箇所一寸以上ノモノニ付テハ一寸ニ付三十錢上
ゲトス

(ハ) 右修繕料ハ直徑一尺五寸未滿ノ鑄物鐵製品ノ修繕ヲ
ナシタルモノトス

- (二) 一寸未滿 一、三〇

(イ) 右修繕料ハ鐵又ハ眞鍮ヲ材料トシテ修繕シタルモノ
トス

(ロ) 修繕箇所一寸以上ノモノニ付テハ一寸ニ付四十錢上
ゲトス

(ハ) 右修繕料ハ直徑一尺五寸以上ノ鑄物鐵製品ヲ修繕シ
タルモノトス

6 本表ニ掲グル修繕料ハ材料代ヲ含ミタル額トス
7 修繕箇所同時ニ二箇所以上修繕ヲナシタル場合ハ一

野坂康久	栗林力吉	上原隼三	堀安憲	遠藤光徳	福田信雄	勝田傳六	大原峯太郎	佐野善市	岡房市	加藤章	門脇利勝
野坂康久	大原勇助	上原隼三	堀尾幸太郎	遠藤光徳	仙石彰	渡部榮二郎	大原峯太郎	佐野善市	小坂時三郎	栢本榮治	門脇利勝
165.14	166.94	220.52	114.34	107.20	187.74	176.20	61.30	115.66	130.16	160.26	65.22
165.14	165.34	216.32	113.74	105.80	178.14	174.80	59.70	113.16	129.36	153.26	63.22
					8.00						
	1.60	4.20	.60	1.40	1.60	1.40	1.60	2.50	.80	7.00	2.00
6.60	17.60	40.40			44.00	34.32	2.00	30.00		2.20	4.00
	5.00		28.00					9.00	9.50	3.00	2.00
	5.00		28.00					9.00	9.50		
										3.00	2.00
61.00	56.00	85.50	39.00	60.00	53.40	91.00	35.00	42.00	49.16	78.00	27.97
			.30								
82.54	50.85	49.99	37.80	38.30	33.38	40.28	19.74	16.28	55.70	47.10	7.30
										.16	2.50
	19.81	8.13	2.97	7.40	5.36	2.68	2.96	9.98	10.00	17.39	4.06
	.60	24.10	3.60		40.00	4.94		1.15		1.20	3.70
15.00	17.08	12.40	2.67	1.50	11.60	2.98	1.60	7.25	5.80	11.21	13.69
165.14	166.94	220.52	114.34	107.20	187.74	176.20	61.30	115.66	130.16	160.26	65.22

鳥取縣告示第三百二十八號
 昭和十八年六月六日執行米子市會議員選舉ニ於テ議員候補者ノ要シタル選舉運動費用ノ精算額左記ノ通各選舉事務長ヨリ届出タリ
 昭和十八年六月二十五日

選舉區 米子市
 鳥取縣知事 土肥米之

(口) 8 本表イニ掲グル材料以外ノモノヲ以テ修繕シタル場
 合ハ本表修繕料ノ半額トス
 實施ノ日 昭和十八年六月廿五日

四 認可ニ附シタル條件
 (一) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (二) 認可額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

大木英雄	議員候補者ノ名	精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	氏名
大木英雄	額	總出支	
161.89	161.89	161.89	161.89
158.94	158.94	158.94	158.94
	出支ノ長務事選舉額	同	上
	諾承ノ長務事選舉額	同	中
	務事選舉者補候員議非ニ員委選舉ハ又長額出支ノモルザ		
2.95	ニ爲ノ備準備候立額		
46.20	(者務勞)酬報		
15.50	費屋家		
	(所務事選舉)	同上	
15.50	(場々會集)	同上	
53.00	費信通		
	賃馬車船		
26.96	費刷印		
	費告廣		
15.16	費紙墨筆		
	費泊休		
	費物食飲		
5.07	費		
161.89	計		

00108

井澤幸市	廣江和一	西川博美	岩佐定太郎	山作久作	安田千松	池田良藏	橋谷孝三	景山米松	富田彦六	大東利英	石賀常一
井澤幸市	池田義忠	西川博美	井上益治	福島岩吉	安田千松	池田良藏	中島吾樓	景山米松	富田彦六	土居睦次郎	野坂享藏
110.68	97.72	147.79	132.15	176.97	105.34	207.16	140.62	79.95	155.41	135.13	121.49
94.68	97.72	143.59	130.75	174.47	102.34	202.89	139.22	79.95	148.61	132.43	118.69
13.00											
3.00		4.20	1.40	2.50	3.00	4.27	.40		6.80	2.70	2.80
		8.80	8.80	20.00	6.00	30.80	8.80	15.00	13.20	2.20	4.40
		5.50		5.00		26.00	11.00		5.00		
		3.00		5.00		3.00	3.00				
		2.50				23.00	8.00		5.00		
67.90	56.07	56.00	45.00	60.00	49.00	67.96	55.60	19.60	59.00	36.00	68.00
20.28	17.92	48.30	27.86	68.50	28.96		46.77	12.35	27.44	24.43	27.24
6.50	18.23	8.95	27.89	4.45	10.28	11.81	9.15		3.46	12.50	11.05
	4.50	2.40	20.00			66.32	1.65	30.00	12.00	50.00	
16.00	1.00	17.84	2.60	19.02	11.10	4.27	7.65	3.00	35.31	10.00	10.80
110.68	97.72	147.79	132.15	176.97	105.34	207.16	140.62	79.95	155.41	135.13	121.49

00107

田村純一	伊坂定吉	立林充男	土屋榮一	石垣益三	長谷川利隆	吉井喜代平	倉立俊明	足鹿覺	龜家繁三郎	松浦嘉五郎	高田武夫
小泉順三	岡部薰雄	小田藏	土屋榮一	石垣益三	坂田秋雄	吉井喜代平	倉立俊明	須山尙平	深瀬俊次	松浦德一	山根彦三郎
119.90	114.69	145.39	184.12	187.96	212.61	57.91	106.57	250.17	176.02	110.19	69.03
118.50	111.69	142.59	176.96	181.96	209.81	57.71	100.37	243.93		109.99	51.63
			4.16						17.24		16.00
									155.98		
1.40	3.00	2.80	3.00	6.00	2.30	.20	6.20	6.24	2.80	.20	1.40
13.20	2.00	24.20	5.75	23.85			2.20	22.60			6.60
		8.50	38.10	8.00					10.00		
		5.00	10.20						10.00		
		3.50	27.90	8.00							
71.00	55.52	40.00	71.15	114.00	86.28	25.10	52.00	150.00	81.00	58.60	31.00
13.86	47.17	30.37	42.22	25.14	94.00	28.75	38.11	35.36	26.90	33.84	20.23
					18.20						
14.55	7.00	13.05	14.35	5.95	5.08	1.06	3.06	15.17	34.94	4.95	7.20
		9.45			3.00			20.40	8.00	2.40	1.80
7.29	3.00	19.82	12.55	11.02	6.05	3.00	11.20	6.64	15.18	10.40	2.20
119.90	114.69	145.39	184.12	187.96	212.61	57.91	106.57	250.17	176.02	110.19	69.03

鳥取縣公報 第千四百四十五號 昭和十八年六月二十五日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 第千四百四十五號 昭和十八年六月二十五日 (第三種郵便物認可)

00111

- (二) 容器は玄米の空俵を用ゐる繩掛は周り九分のもので横三ヶ所(二重廻し)を締め縦繩は一本で四方掛として各横繩に掛戻し小口で男結びとすること

三 選別方法

- (一) 泥土や塵芥を混入しないこと
- (二) 疫病其の他病の發生したもの、又は發生の徴候があるものは混入しないこと
- (三) 腐敗したものや虫食ひのもの其の他屑薯は混入しないこと

四 其の他

水田に作つた馬鈴薯は腐敗する恐れがあるから消費者に至急に處理せしめると共に、腐敗を防止するに便利なやう票箋の右肩に赤色で◎の特別表示をすること

(農務課)

青少年團が北海道へ

食糧増産勤務奉仕

七月十日より八月八日まで
本縣の割當奉仕人員四十人

大東亞戰爭を完遂する爲には食糧の増産確保こそ極めて緊切の要務であるが、目下北門の要衝たる北海道に於ては農業努力不足の爲に莫大なる不作地を生じつゝある趣きであることは遺憾である

ついてはかゝる實情に即應して青少年團では全國青少年團の代表者をして勤務奉仕せしめ、戦時農産物の増強を圖ると共に、北海道農法を理解し、併せて團体的實踐訓練を行つて決戦下皇國青少年の使命達成に邁進することとなり實施主体は大日本青少年團、協力機關は農林省文部省、北海道廳で關係諸機關と密接なる連絡をとることになつてゐる。名稱は「青少年團北海道食糧増産勤務奉仕隊」といひ奉仕場所は北海道釧路支廳管内、奉仕人員は指導者四十五人、隊員千八百八十人、計千九百二十五人である

しかしして鳥取縣より出勤する割當奉仕人員は四十人で、奉仕期間は本年七月十日より八月八日に至る三ヶ月間であ

00112

るが、この期間に奉仕する府縣は本縣の外島、山梨、新潟、茨城の各縣で、人員合計二百三十人である。

奉仕隊は隊員三名を以て一班を編成し、内一名を班長として之を作業の單位とするのであつて、班を以て小隊を組織し、一ヶ小隊を一府縣單位とすることになつて居り、全隊の指導並に事務は本部に於て司る隊員は年齢十八歳より二十五歳までの男子青年にして、身心健全志操堅固且つ勤勞報國の赤誠に燃ゆる者の中から縣に於て各郡市より數名を選抜する。班長には幹部團員にして前記條件を具備するものを以て充て、小隊長には二十五歳以上四十歳までの者で隊員を統率指揮する人格と能力とを有し、且つ身心健全にして青年勤務奉仕指導の經驗者を選任する。

作業は主として除草、收穫、中耕等であつて、過度な勞力配合を行はぬやう其の作業量並に作業時間等を考慮することになつてゐる。宿舍は共同宿舍であるが事情により一部は分宿する場合もある。奉仕中は日課表によつて本部員

巡回指導の下に小隊長を核心とする規律ある團体的實踐訓練を行ひ、尙作業の外に學科並に演練を實施して青少年團員としての本領を發揮することになつてゐる。

經費については旅費は大日本青少年團本部で負擔し、奉仕中の食費、宿舍費は請入側に於て負擔、又輸送中や奉仕期間中に生じた負傷とか疾病等の事故については實施機關に於て救恤の措置を講ずることになつて居る。尙奉仕受入側に於て若干の謝禮金を贈呈する筈である。

桑皮・野生苧麻採集運動

國民學校兒童の協力を望む

大東亞戦下纖維資源の急速増強はまことに緊切の要務である。各國民學校で二、三年來兒童によつて桑の皮及び野生苧麻(やまを)が採集され非常な好成绩を擧げてきたのであるが、本年も既に桑皮採集については着々協力され

てゐることと思ふ。これらのことは多數兒童の手によつて採集に當れば勞少くして多量の蒐集が行はれ國策協力に極めて有意義のことといはねばならぬ。

依つて本年度も全國養蠶組合聯合會、全國購買組合聯合會を中心としてこの桑皮野生苧麻採集運動を展開して、纖維資源開發利用に努めることとなつたので、各學校では關係方面と連絡協調して兒童の勤勞作業又は勉學の餘暇の家庭作業として大いに協力してもらひたい。それと同時に父兄並に各方面の協力援助も切望する次第である。

(教 學 課)

●週報・寫眞週報掲載内容 (六月二十三日發行)

▲週 報

○大東亞建設の大方針

○新しい地方制度

○市町村制の改正

新府縣制及北海道々會法
東京都制問答

○七月の常會の手引
○最近の國際情勢

▲寫眞週報

○賀屋藏相街頭に二百七十億貯金完遂を絶叫
○山崎部隊長を鍊り上げた名古屋陸軍幼年學校
○寸土も耕せ食糧の自給だ
○樂觀を許さぬ食糧事情 (記事)

帝都の轉廢業者戰時開拓農場 (茨城縣)

國民學校も増産へ總動員 (埼玉縣)

電車通りにも昌を作つて (東京)

○七月の常會

臺灣の本島人防空監視員

赤道下の農民道場 (北ボルネオ)

比島セブの日本人小學校

昭和十八年六月二十五日印刷
昭和十八年六月二十五日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市吉方町
印刷所 (西島19) 前田印刷所